

## 只木ゼミ秋学期第3問検察反対尋問レジュメ

文責:4班

1. 1頁25行目以降に「刑法は、その規律では不十分な場合に、これより強い制裁で補強しようとするものである」とあるが、これの根拠は何か。弁護側の記載どおりに解すると、刑法と民法は同じ目的のためにあることにならないか。
2. 「民事法によって保護されない不法な利益は、いかに経済的価値があっても、刑法上の財産と認めるべきではない」とあるが、民事法上保護されない利益であっても不法な手段による財産法秩序を乱す行為を容認することになり、妥当でないのではないか。

10

以上